

# コメリ・アグリカード会員規約

**第1条(会員の資格)** (1) 本人会員とは、申込書上「お知らせ」および本規約をご承認のうえ、事業費決済を目的として株式会社コメリキャピタル(以下「甲」という)を通じて日立キャピタル株式会社(以下「乙」という)へコメリ・アグリカード(以下「カード」という)会員のご入会を申し込まれ、乙がご入会を承諾し農業事業者をいいます。  
(2) 家族会員とは本人会員が代金の支払いその他本規約に基づく全ての責任を家族会員が承認された同居のご家族で、事業費決済を目的としてカード引合のご入会を申し込まれ、乙がご入会を承諾した方をいいます。家族会員とは本人会員の家族のうち3名(20歳以上の方)を限度として本人会員が指定した方をいい、本人会員と同一の利用条件のカードを使用できるものとい定めます。

(3) 家族会員は、本人会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然に家族会員資格を喪失するものとします。

**第2条(カードの貸与)** (1) カードは、甲および乙から本人会員および家族会員(以下「会員」という)へカードを発行し貸与します。  
(2) 会員は、カードを貸与された後、直ちに署名欄にご自身で署名されたうえ、善良なる管理者の注意をもってカードを保管・使用するものとします。したがって、カードを第三者にゆずったり、貸したり、または担保に出したりすることはできません。

**第3条(カードの利用)** (1) 会員は、甲の指定する店舗(以下「店舗」という)でカードを提示され、所定の伝票にカードと同じ署名をされることにより、もしくは店舗に信用照会端末機器が設置されている場合には、所定の手続きにより商品・権利の購入、役務(サービス)提供の受領(以下「カード利用」という)にご利用いただけます。ただし、一部の商品、役務(サービス)等には、ご利用にならないものがありますので、あらかじめご了承ください。  
(2) 会員は、通信販売・インターネット通信販売等乙が特に認めた場合は、乙が指定する方法により、カードの提示や署名等を省略することができます。  
(3) 乙は、会員が本規約に違反した場合または第三者に不正に使用される可能性があるとして判断した場合には、カードの使用を断る場合があります。

**第4条(カード利用可能額)** (1) 会員のカード利用可能額は、乙が定めた金額とし会員にカード送付時にご通知させていただきます。ただし、乙が必要と認めるときは、いつでも利用可能額を増額もしくは減額することができます。なお、本人会員が増額を希望しない旨の申し出があったときには増額をしません。  
(2) 会員は乙が特に認めた場合を除き、カード利用可能額を超えてカード利用はできません。  
(3) なお、乙の承認をせずにカード利用による代金(以下「利用代金」という)がカード利用可能額を超えた場合は、乙の判断によりカード利用可能額を超えた金額、または残債務全額を一括して支払うものとします。

**第5条(利用代金の支払い区分)** (1) 乙は、利用代金を会員に代わって店舗へ立替払いいたします。  
(2) 乙はカード利用を毎月10日に締め切らせていただき、本人会員は利用代金を翌月の7日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日、以下「翌月一括払い」という)あるいは本人会員が指定月の7日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日、以下「収期一括払い」という)に、本人会員が指定の金融機関の預金口座から自動振替によって乙へお支払いいただきます。なお、本人会員が指定月とは、会員申込書において本人会員が希望したご希望お支払月のことを指し、このご希望月の前月10日以前の利用代金は全額一括して上記方法によりお支払いいただくことといたします。  
(3) 収期一括払いにおける本人会員が指定月の変更をご希望の場合は、乙所定の期限内まで、お支払い月を乙へご通知いただき、乙所定の手続きによりお支払いいただけます。ただし、変更のご通知をいただく前の利用代金のお支払い月は変更できませんので、あらかじめご了承ください。  
(4) カード利用は、その都度、翌月一括払いまたは収期一括払いのいずれかでお支払いいただきます。

(5) 本人会員は、乙の本人会員に対するご請求額にご異議がある場合、その請求額が到着後1週間以内にその旨を乙へご通知いただくものとさせていただきます。乙の請求額に異議がある場合は、乙のご請求額をご承認いただいたものとさせていただきます。

**第6条(期限利益の喪失)** (1) 本人会員が以下の各号の何れかに該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて乙に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。  
① 本規約に基づく債務の支払いを支払日に支払わなかったとき。  
② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。  
③ 強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたとき。  
④ 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始その他の裁判上の破産手続の申立てを受け、もしくは自ら申立てたとき。

(2) 本人会員が、以下の各号の何れかに該当したときは、乙の請求により本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて乙に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額を直にお支払いいただくものとします。  
① 本規約上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。  
② 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき、もしくはそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。  
③ 会員資格を喪失したとき。

**第7条(遅延損害金)** 本人会員は、利用代金のお支払いを遅延され、もしくは前条より支払債務の期限の利益を失われたときは、その翌日から完済日まで、その遅延金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を乙へお支払いいただきます。

**第8条(再振替費用・集金費用等)** (1) 本人会員は、利用代金のお支払いを遅延された場合は再振替費用(再度口座振替(以下「再振替」といいます)を依頼したため)または再振替手数料として再振替手数料一回につき500円(税抜)を、また当該再振替によるお支払いができないことにより、振込手続のための督促を受けた場合、乙の督促手続回数一回につき500円(税抜)を、それぞれ別に乙へお支払いいただきます。

(2) 乙は、本人会員が前項の再振替によるお支払いを連続3回以上怠ったときは、残債務を含めて支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、乙は本人会員に振込用紙を送付します。本人会員は振込時、振込手数料のほかに、振込用紙作成費用として振込手続回数一回につき500円(税抜)を乙へお支払いいただきます。

(3) 本人会員は、利用代金のお支払い遅延等、本人会員のご都合により乙から利用代金の返済を請求または集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円(税抜)をその都度乙にお支払いいただきます。

(4) 本人会員が、乙に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、本人会員は当該公租公課相当分または当該増額分を負担します。

**第9条(支払にあたる順序)** 本人会員の乙に対するお支払い金が、所定金額に満たない場合には、乙のお支払いにあたるのは乙が指定させていただきます。

**第10条(商品の所有権)** (1) 店舗が、会員に信用販売を行った商品の所有権は、乙が店舗に立替払いしたときは乙に移転するものとします。ただし、当該信用販売取引が取消または解除された場合、当該信用販売代金にかかわる商品の所有権は、立替代金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは店舗が当該立替代金を乙に返還したときに、店舗に戻るものとします。  
(2) 乙が移転した商品の所有権は、本人会員が商品にかかわる債務を完済するまで乙に留保されることを認めます。なお、会員へ商品の所有権が移転するまで第三者に転売することはできません。

**第11条(見本・カタログ等と相違していた場合)** 会員は、見本・カタログ等によりお申し込みをされた場合、受領した商品、権利、もしくは提供された役務(サービス)の内容が見本・カタログ等と相違していることが明らかとなる場合は、店舗に対処するか、または当該売買契約もしくは役務(サービス)提供契約を解除することができます。なお、当該売買契約もしくは役務(サービス)提供契約を解除した場合はすみやかに乙にその旨を通知するものとします。  
ただし、当該売買契約もしくは役務(サービス)提供契約が会員にとって営業のためもしくは営業として締結するものは除きます。

**第12条(退会および会員資格の喪失)** (1) 会員が、その都合によって退会するときには、乙所定の届出をするものとします。なお、本人会員が退会する場合は、本規約に基づく一切の支払債務を完済したときをもって退会とし、当然に家

族会員も退会となります。  
(2) 会員は、退会の届出を行った後、貸与された全てのカードについて乙が特に指示をした場合を除き、ただちに磁気ストライプを切断するなど利用不能状態にした上で、会員の責任において破棄するものとします。  
(3) 乙は、会員が以下の各号の何れかに該当したときは、会員に通知することなくカードの利用停止または会員の資格を取り消させていただくことがあります。またあらかじめご了承ください。  
① 会員資格喪失後にカードが利用された場合にも本人会員は支払義務を負うものとします。  
② 会員が申込書に虚偽の事項を記載したとき。  
③ 本人会員が本規約の何れかに違反したとき。  
④ 本人会員が本規約に基づく支払債務もしくは乙に対する一切の債務の何れかの履行を怠ったとき。  
⑤ 本人会員の信用状態に重大な変化が生じ、または生じる恐れがあると乙が認めたとき。  
⑥ 本人会員が受取拒否、長期不在等でカードが乙へ返送されて2ヶ月が経過したとき。  
⑦ 乙が会員のカードの利用状況や支払いの状況を不適当と判断したとき。  
⑧ 会員がカードを第三者に利用させ、またはカードを利用するために必要とする会員番号その他情報(情報記録した媒体等を含む)を第三者に譲渡、貸与、担保提供もしくは利用可能な状態においたとき。  
⑨ 本人会員が乙の本人会員に異なる債務を第三者へ譲渡したとき。  
⑩ 乙が本人会員への通知・連絡が不能と判断したとき。  
⑪ 本人会員が満76歳となったとき。  
(4) 会員は、第1項によって退会されたとき、または前項によって会員の資格を喪失したとき、乙のカード回収に要した一切の費用は、本人会員に負担していただきます。

**第13条(カードの紛失・盗難等)** (1) 会員がカードの紛失や盗難にあった場合、すみやかに最寄りの警察署(交番を含む)にその旨をお届けいただくとともに、乙へも電話等でご連絡いただき、所定の届出書をご提出ください。なお、カードを再発行させていただく場合の費用は、本人会員がご負担していただきます。

(2) 会員は、理由のいかんにかかわらず、以下の各号の何れかに該当した場合の損害をご負担いただきます。ただし、カードの紛失や盗難に該当しないかぎり、乙に対するお届け日を含む前60日以降に生じた損害は、全額乙が負担いたします。  
① カードを放置したり、第三者に貸したり等、会員の重大な不注意によること。  
② 不正使用者が会員の配偶者または同居の親子・兄弟姉妹であるとき。  
③ この規約に違反してカードを第三者に使用されたとき。  
④ 戦争、地震その他天災地変等、社会秩序の混乱に際して紛失、盗難が生じたとき。  
⑤ 乙が請求する書類を提出いただけないときまたは被害調査にご協力いただけなかったとき。

**第14条(届出事項の変更)** (1) 会員は、乙へお届けいただいたご住所、ご氏名、ご勤務先、ご指定預金口座等を変更された場合、直ちに所定の届出書を乙へご提出ください。  
(2) 会員は、前項のお届けがないために乙からの会員宛のご通知または送付書類が延着または不到着となった場合、通常到着すると考えられる時に到着したものとしていただきます。なお、あらかじめご了承ください。ただし、会員にやむを得ない事情があつて前項の通知ができないときはこのかぎりではあります。

**第15条(規約等の変更)** (1) 乙は、本規約を変更する場合には、予め本人会員に変更事項を乙のホームページ(<http://www.hitachi-card.com>)での告知その他乙所定の方法によりお知らせいたします。なお、異議がある場合には、お知らせの後3ヶ月以内に乙に申し出るものと、期間内にお申し出がない場合は、本人会員は変更内容を承認したものとみなします。  
(2) 本人会員が前項による変更内容承認しないときは、退会することができるものとします。この場合は第12条第1項および第2項の定めに従うものとします。  
(3) 乙は、金融情勢の変化等によって第7条の遅延損害金、第8条の費用を、一般に行われる程度に変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。この場合、第1項にかかわらず、変更通知が本人会員に到着する、その時点における残高金額に対して変更内容を適用させていただきます。

**第16条(合意管轄裁判所)** 本規約およびカードのご利用について紛争が生じた場合、本人会員に対するご請求額にかかわらず、本人会員の住所、カードご利用地および乙の本社・支店・営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意していただきます。

**第17条(その他承諾事項)** (1) 本人会員は、乙が本規約に基づき本人会員に対する債権を、必要に応じ取引金融機関またはその関連会社に譲渡すること、ならびに乙が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることをあらかじめ異議なく承諾します。  
(2) 本人会員は、第8条で定める再振替等のご連絡事務等を日立キャピタル債権回収株式会社へ委託することをあらかじめ承諾します。

**第18条(本人確認)** 申込みの際に当社が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます)に基づき本人確認を求めた場合、本人会員は以下の内容に同意するものとします。  
① 本人会員は、運転免許証等の公的証明書(以下「証明書」といいます)、またはその写しの提示・提出を求められた場合、これに協力すること。  
② 当該証明書の内容を当社が確認することおよびその証明書に基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。  
③ 乙は、犯罪収益移転防止法に基づき乙と提携する金融機関、提携企業等に対しては本人確認業務を委託する場合がありますこと。  
④ 乙が本人会員より証明書の写しを受領した場合には、犯罪収益移転防止法で当該書類の保存が義務付けられているため本人会員には返却しないこと。  
⑤ 本人確認業務にご協力いただけないときは入会を断る場合やカードの利用を制限する場合がありますこと。

**第19条(反社会的勢力の排除)** (1) 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。  
① 暴力団 ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等 ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ ⑦ 特殊知能暴力集団等 ⑧ 前各号の共生者 ⑨ その他前各号に準ずる者  
(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。  
① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為  
(3) 当社は、会員が(1)もしくは(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員による本サービスの入会申込みを謝絶、または本規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。本サービスの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用を行うことができないものとします。

(4) 会員が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づき確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであっても、当社との本サービスの会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

**第20条(適用法律)** この契約については、日本法が適用されます。

**第21条(問い合わせ窓口)** (1) 商品等に関する問題については、ご利用された店舗へお問い合わせください。  
(2) ポイントサービスに関する問題については、甲へお問い合わせください。  
(3) カードに関する問題については、乙へお問い合わせください。

甲 株式会社コメリキャピタル  
(新潟県新潟市中央区笹口1-19-24 アテナビル)0570-06-8181

乙 日立キャピタル株式会社  
(東京都港区西新橋1-3-1)0120-880-977

2014.06

14/06改(目新) F262170-0001 (農業) F079

